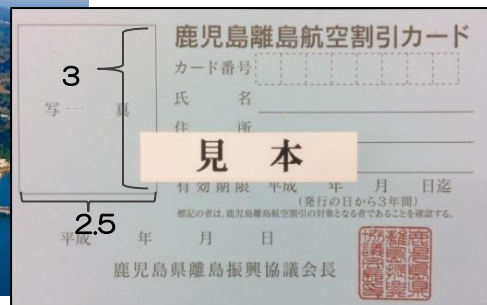


介護者の皆様へ 大切なお知らせです



令和5年2月1日より、
介護のために来島する**介護者**も離島割引の対象となります!! (種子島⇄鹿児島)

(このカードを飛行機でも船でも利用します。)

【適用の対象及び必要な物】 ◇申請は来庁、郵送どちらでも可能です◇

対象者	要介護認定等を受けている住民を介護するために、本市に年間6回以上来訪する親族(配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母)。ただし、施設入所者への面会は、対象外。
提出する物	- 鹿児島離島航空割引カード発行申請書(介護等)※押印が必要 (申請書は西之表市 HP に掲載) ※割引適用にあたっては、年間6回以上来島することが条件となります。 - 申請書に、来島計画について、6回以上の来島予定を記載してください。 - 顔写真(縦3cm×横2.5cm、3か月以内に撮影したもの)※カラー写真 - 要介護認定者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写 - 要介護認定者と申請者との関係が確認できるもの(戸籍謄本等)
提示する物	・申請者の本人確認できるもの(健康保険証、運転免許証等)※郵便申請の場合は、(写)を提出
来島報告	○離島割引を利用して来島された場合は、次の書類について、提出をお願いします。(郵送可) - 介護による来島実績確認票 ※西之表市 HP 掲載 - 利用した方の氏名、利用した日付が記載された乗船(搭乗)実績証明又は領収書(原本)
利用方法	- 予約をする場合は、カード番号が必要です。 - 乗船当日(往路、復路ともに)、座席指定をする場合に、窓口でカードの提示が必ず必要です。 - カードを忘れた、紛失したなどの場合は、割引適用が受けられませんので、十分ご注意ください。
留意点	- 反復継続的(年間6回以上)に来島された方が対象となります。年間6回以上利用がなかった場合は、翌年は離島割引カードの更新が受けられません。また、返金の対象になる可能性があります。 - 航空機の乗継を利用される場合で、鹿児島種子島間のコードシェアの ANA 便は、離島割引が適用になりませんので、ご注意ください。

離島割引適用後運賃(変更となる場合があります。)

令和7年8月1日～

	区間	機材等	割引後運賃(大人1名)
航空機	種子島～鹿児島	JAC 便	片道7,100円 往復14,200円
船舶	種子島～鹿児島 (鹿児島発着)	トッピー&ロケット	片道6,600円 往復13,200円
		プリンセスわかさ	片道2,970円
		はいびすかす	片道3,200円 往復6,100円



■問い合わせ先(カードに関すること)

西之表市役所 企画課政策推進係

Tel.22-1111 内線211

メールアドレス seisaku@city.nishinoomote.lg.jp

■運賃に関する問い合わせ先…航路・航空路事業者